

第2節 配備態勢

町の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

	準備態勢	警戒態勢		非常態勢
	1号	2号-1	2号-2	3号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 <ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が観測された場合 ・町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの気象警報が発表された場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雪警報(概ね積雪1m以上) ⑥暴風雪警報 <ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱の地震が観測された場合 ・町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が町又は近傍を通過すると予想される場合 ・前記に該当しない場合で、町の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強の地震が観測された場合 ・津波注意報が発表された場合 ・町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象の特別警報が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・震度6以上の地震が観測された場合 ・津波警報又は大津波警報が発表された場合 ・町内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認める場合
組織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	担当班長	担当課長	担当部長	町長
態勢責任者	担当班長	担当課長	災害警戒本部長(担当部長)	本部長(町長)